

平成二十二年法律第八号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 租税特別措置 所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、国際観光旅客税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第八十号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十一年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の特例で、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の規定（税務署長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定その他の政令で定める規定を除く。）により規定されたものをいう。

二 法人税関係特別措置 租税特別措置法第三章の規定によるものをいう。

三 納税者 国税通則法第二条第五号に規定する納税者をいう。

四 法人税申告書 法人税法第七十四条第一項、第八十九条（同法第四十五条の五において準用する場合を含む。）並びに第四百四十四条の六第一項及び第二項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

五 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

六 適用額 各法人税関係特別措置の適用を受けた法人がその適用を受けたことにより増加し、又は減少した税額、所得の金額その他の財務省令で定める金額をいう。

七 適用額明細書 法人税申告書を提出する法人が、当該法人税申告書に係る事業年度において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額その他の法人税関係特別措置の適用の状況の透明化を図るために必要な事項として財務省令で定める事項を記載した一覧表をいう。

八 適用実態調査 財務大臣が、租税特別措置の実態を把握するため、第四条の規定に基づき行う調査をいう。

2 法人税法第八号に規定する人格のない社団等及び同条第二十九号の二に規定する法人課税信託（次項において「法人課税信託」という。）の受託者である個人は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

3 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律の規定を適用する。

(適用額明細書の提出義務)

第三条 法人税申告書を提出する法人で、当該法人税申告書に係る事業年度において法人税関係特別措置（税額又は所得の金額を減少させる規定その他の政令で定める規定によるものに限る。以下第五条までにおいて同じ。）の適用を受けようとするものは、当該法人税関係特別措置につき記載した適用額明細書を当該法人税申告書に添付しなければならない。

2 前項の規定による適用額明細書を添付せず、又は虚偽の記載をした適用額明細書を添付して法人税申告書を提出した法人については、当該法人税申告書に係る事業年度において適用を受けようとする法人税関係特別措置の適用は、ないものとする。

3 税務署長は、第一項の規定による適用額明細書の添付がない法人税申告書又は同項の規定による適用額明細書の記載に虚偽がある法人税申告書の提出があつた場合においても、誤りのない適用額明細書の提出があつたと認められる場合は、この限りでない。

4 法人税法第七十五条の四第二項に規定する特定法人である法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合における租税特別措置法第六十八条の四の規定により読み替えて適用される法人税法第二編第一章第三節第二款の二の規定の適用については、同条の規定により読み替えて適用される同法第七十五条の四第一項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第三条第一項（適用額明細書の提出義務）の規定」と、同条第三項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の規定」とする。

(適用実態調査の実施)

第四条 財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、法人税関係特別措置ごとの適用法人数（当該法人税関係特別措置の適用を受けた法人の数をいう。）、適用額の総額その他の適用の実態を調査するものとする。

2 前項の規定によるもののほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、その必要の限度において、法令の定めるところにより税務署長に提出される所得税法第二百二十五条第一項に規定する調査その他の資料を利用し、並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第六条において「政策評価法」という。）第二条第一項に規定する行政機関（以下「行政機関」という。）その他の租税特別措置の適用に関連する業務を行う団体に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

(適用実態調査の結果に関する報告書の作成及び提出)

第五条 財務大臣は、毎会計年度、次に掲げる事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成しなければならない。

- 一 租税特別措置（適用実態調査を実施したものに限り。以下この項において同じ。）ことの適用者数（当該租税特別措置の適用を受けた納税者の数をいう。）及び適用総額（法人税関係特別措置にあつては適用額の総額をいい、法人税関係特別措置以外の租税特別措置にあつては納税者が各租税特別措置の適用を受けたことにより増加し、又は減少した税額、所得の金額その他これらに準ずる金額の総額をいう。）
 - 二 法人税関係特別措置ごとの高額適用額（第三条の規定により提出された適用額明細書に記載された当該法人税関係特別措置の適用額について最も大きいものから順次その順位を付した場合における第一順位から第十順位までに該当する各適用額をいう。）
 - 三 租税特別措置の適用を受けた納税者の分布状況その他の租税特別措置の適用の状況の透明化を図るために必要な事項
- 二 内閣は、前項の規定により財務大臣が作成した報告書を国会に提出しなければならない。この場合において、当該報告書は、作成した会計年度に開会される国会の常会に提出することを常例とする。

（適用実態調査情報の提供）

第六条 行政機関の長又は総務大臣は、当該行政機関が行う政策評価法第三条第二項に規定する政策評価又は総務省が行う政策評価法第十二条第一項若しくは第二項の規定による評価を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度において、財務大臣に対し、適用実態調査情報（適用実態調査によつて集められた情報のうち、文書、図面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。以下同じ。）の提供を求めることができる。

2 財務大臣は、行政機関の長又は総務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、適用実態調査情報を提供するものとする。

（適用実態調査情報の適正な管理）

第七条 財務大臣及び前条の規定により適用実態調査情報の提供を受けた行政機関の長又は総務大臣は、適用実態調査情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（適用実態調査情報の利用制限）

第八条 財務大臣は、第六条の規定による場合を除き、その行つた適用実態調査の目的以外の目的のために、適用実態調査情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 第六条の規定により適用実態調査情報の提供を受けた行政機関の長又は総務大臣は、その提供を受けた目的以外の目的のために、当該適用実態調査情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（守秘義務）

第九条 適用実態調査情報の取扱いに従事する者又は従事していた者は、当該適用実態調査情報を取り扱う業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

（権限の委任）

第十条 この法律に規定する財務大臣の権限は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

（財務省令への委任）

第十一条 この法律に定めるもののほか、適用額明細書の様式、適用実態調査の実施細目、第五条第一項の報告書の作成方法その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。

（罰則）

第十二条 第九条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、同項の罪に当たる行為が国税通則法第二百二十七条の罪に触れるときは、適用しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項、第六条から第九条まで及び第十二条の規定は平成二十三年四月一日から、第五条の規定は平成二十四年四月一日から施行する。

（適用区分）

第二条 第三条の規定は、法人の平成二十三年四月一日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

2 第四条第一項の規定は、法人の平成二十三年四月一日以後に終了する事業年度又は連結事業年度において適用を受ける法人税関係特別措置について適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十六年三月三十一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日

イ 略

ロ 第三条の規定（同条中法人税法第二十六条の改正規定、同法第二十六条の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同法第三十四条の改正規定、同法第六十二条の七第七項の改正規定、同法第六十七条第三項の改正規定、同法第六十九条第二項の改正規定（第十一項）を「第十七項」に改める部分を除く。）、同法第八十条の二の改正規定、

同法第八十一条の十三第二項の改正規定、同法第八十一条の十五第二項の改正規定、同法第八十一条の二十五第一項の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第二十五条から第三十五条まで、第百五十六条（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第四号の改正規定に限る。）及び

第百六十条の規定

七から十一まで 略
十二 次に掲げる規定 地方税法の施行の日

イからハまで 略

ニ 第十條中租税特別措置法第一條の改正規定、同法第四十二條の四第十八項の改正規定、同法第四十二條の五第十四項の改正規定、同法第四十二條の六第十一項の改正規定（「法人税法」の下に「及び地方税法」を加え、「ついでには、法人税法」に改める部分及び「同法の規定」を「同法及び地方税法の規定」に改める部分に限る。）、同法第四十二條の九第八項の改正規定、同法第四十二條の十一第十一項の改正規定（同項を同法第十二項とする部分を除く。）、同法第四十二條の十二の三第十一項の改正規定、同法第六十二條の三第十二項の改正規定、同法第六十六條の三の改正規定（「第百四十五條第一項」を「第百四十四條の八」に改める部分を除く。）、同法第六十六條の四第十六項の改正規定、同法第六十七項の改正規定、同法第十八項及び第二十項の改正規定、同法第二十一項の改正規定（「延滞税」の下に「及び地方税法に係る延滞税」を加える部分に限る。）、同法第六十六條の四の二第二項の改正規定、同法第五項第三号及び第四号の改正規定、同法第六項の改正規定（「法人税」の下に「及び地方税法」を加える部分に限る。）、同法第七項の改正規定、同法第六十六條の七第一項の改正規定（「第十三項」を「第二十一項」に改める部分を除く。）、同法第六十六條の九の三第一項の改正規定（「第十三項」を「第二十一項」に改める部分を除く。）、同法第六十六條の十一の二第五項の改正規定、同法第六十八條の八第五項の改正規定、同法第六十八條の九第十七項の改正規定、同法第六十八條の十第十四項の改正規定、同法第十五項の改正規定、同法第六十八條の十一第十二項の改正規定（「第五項の」を「第十二項の」に改める部分、「第六十八條の十一第五項」を「第六十八條の十一第十二項」に改める部分及び同項を同法第二十一項とする部分を除く。）、同法第十一項の改正規定（「第二項又は第三項」を「第七項から第九項まで」に改める部分、「第六十八條の十一第二項若しくは第三項」を「第六十八條の十一第七項から第九項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第六十八條の十一第二項及び第三項」を「第六十八條の十一第七項から第九項まで」に、「同法第二項及び第三項」を「同法第七項から第九項まで」に改める部分及び同項を同法第二十項とする部分を除く。）、同法第六十八條の十三第八項の改正規定、同法第九項の改正規定、同法第六十八條の十五の四第十一項の改正規定、同法第十二項の改正規定、同法第六十八條の十五の二第六項の改正規定、同法第六十八條の十五の三第八項の改正規定、同法第六十八條の十五の四第十一項の改正規定、同法第十二項の改正規定、同法第六十八條の十五の五第六項の改正規定、同法第六十八條の六十七第六項の改正規定、同法第六十八條の六十八第十二項の改正規定、同法第六十八條の八十七の改正規定、同法第六十八條の八十八第十七項の改正規定、同法第十八項の改正規定、同法第十九項及び第二十一項の改正規定、同法第二十二項の改正規定（「延滞税」の下に「及び地方税法に係る延滞税」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の八十八の二第二項の改正規定、同法第五項第三号及び第四号の改正規定、同法第六十六條の九十三の三第一項の改正規定（「第十二項」を「第十四項」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の九十一第一項の改正規定（「第十二項」を「第十四項」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の九十三の三第一項の改正規定（「第十二項」を「第十四項」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の百八十三項の改正規定並びに同法第九十三條第一項第二号の改正規定並びに附則第九十五條、第九十六條、第三十五條及び第五十六條（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二條第一項第一号の改正規定に限る。）の規定

（罰則の適用に関する経過措置）

第百六十四條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百六十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十九年三月三十一日法律第四号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イからハまで 略

ニ 第八條の規定（同条中国税通則法第十九條第四項第三号ハの改正規定、同法第三十四條の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七十一條第二項の改正規定を除く。）並びに附則第四十條第二項及び第三項、第百五條、第百六條、第百八條から第百十四條まで、第百十八條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十九條から第百三十三條まで、第百三十五條並びに第百三十六條の規定

（罰則に関する経過措置）

第百四十條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年三月三十一日法律第七号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から六まで 略

七 次に掲げる規定 令和二年四月一日

イからホまで 略

ヘ 第十七條中租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三條に一項を加える改正規定及び附則第百二十三條の規定

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二百二十三条 第十七条の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第四項の規定は、法人の令和二年四月一日以後に開始する事業年度又は連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四百三十三條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百四十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成三〇年四月一八日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年一月七日から施行する。

附則 (令和二年三月三十一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和四年四月一日

イからチまで 略

リ 第十六条の規定並びに附則第一百二十二条から第三十条まで、第四百十一条、第四百七条、第四百八条の二(所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)附則第九十五条第一項の改正規定及び同法附則第一百二条の改正規定を除く。)、第五百十条(地方自治法第二百六十条の二第十六項の改正規定を除く。)、第五百八条及び第六十六条の規定

(罰則に関する経過措置)

第四百七十一條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百七十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和三年三月三十一日法律第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日